

# 遊漁に関する法制度

遊漁とは、営利を目的としないで、水産動植物を採捕する行為のうち、試験研究等を除いたものです。

遊漁を行うには、水面を生産活動の場としている漁業との調整が必要な場合がありますので、漁業関係法令の規定に十分注意してください。



## 漁業法

水産資源の保存及び管理のための措置や漁業生産に関する基本的な制度を定めた法律です。

漁業を営む権利である漁業権などについては、漁業法で定められており、後述する漁業調整規則、委員会指示、遊漁規則等の根拠となっています。

**注意!!**

令和2年12月1日より全ての水面で特定水産動植物(あわび・なまこ・しらすうなぎ)の採捕が禁止されました。もしらすうなぎは令和5年12月から適用となりました。また、以下のとおり罰則が強化されました。

	改正前		改正後	
	懲役	罰金	懲役	罰金
…なまこ、あわび、しらすうなぎの特定水産動植物の採捕(第189条第1号)	—	—	3年	3,000万円
・違法に採捕された特定水産動植物の運搬、保管、販売等(第189条2号)				
無許可、禁止漁業違反(第190条3号、8号)	3年	200万円	3年	300万円
漁業権又は組合員行使権の侵害(第195条)	—	20万円	—	100万円

## 水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的としています。

保護水面の設定や内水面におけるさけの採捕禁止のほか、水産資源保護のための措置や水産動植物の採捕に関する規制等の根拠を定めています。



## 漁業調整規則

北海道知事が管轄する水面で行われる水産動植物の採捕に関することについて、必要な事項を定めたものです。

「北海道海面漁業調整規則」と「北海道内水面漁業調整規則」を統合し、「北海道漁業調整規則」を新たに制定しました(令和2年12月1日施行)。

「北海道漁業調整規則」はホームページに掲載しておりますので、こちらからご確認ください。

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/gyogyoucyouseikisoku.html>



## 委員会指示

漁業法に基づき、知事からの諮問に対する答申等を行う行政委員会として海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会が設置されています。

委員会は、漁業調整の円滑化や水産資源の保護の必要がある場合、関係者に対し、水産動植物の採捕の制限や禁止、また漁具の使用の制限に関する指示を行います。

## 遊漁規則

内水面の共同漁業権が設定されている区域では、漁業権者が遊漁規則を定めている場合があります。

このような区域内で遊漁を行う際は、漁業権者から遊漁承認証の交付を受けたうえで、遊漁規則に定めたルールに従って行わなければなりません。